

2017 June

6

No.808

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL : 0952-26-3171 FAX : 0952-26-3377

URL : <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■唐津市 見帰りの滝

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 従業員様の健診結果をご提供ください 4~5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 6・7月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 厚生労働省関係の主な制度変更について 7

- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 「ねんきんダイヤル」のご案内 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。

※届出用紙(CD等)は6月初旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- 平成29年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成29年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- 「総括表」及び「総括表 附表」のご提出をお願いします。(現在、被保険者が「0人」の場合でもご提出ください。)

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。開催日時等については本誌5月号に掲載しておりますのでご参照ください。

定時決定における保険者(特例的な)算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ①4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ②4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

※上記④の届出方法について

算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の書類(定められた様式があります)を添付してください。

・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)

・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

- ⑤給与計算期間の途中(途中入社月)で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月の報酬が受けられなくなった月がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市区町村
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者・・・農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生
- 第2号被保険者・・・厚生年金保険や共済組合に加入している人(原則65歳未満の人)
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者

◎保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※ 連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

年金機能強化法が施行されたことにより、2年前まで遡って免除制度をご利用いただくことができます。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年6月分保険料の納付期限は平成29年7月31日(月)です。

定期健康診断(事業者健診)を利用の事業主様へお願い

従業員様の健診結果データをご提供ください

協会けんぽでは、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、40歳以上(今年度40歳になる方を含む)の被保険者に係る健診結果データの提供をお願いしています。

当協会では、健診費用の助成があり検査内容も充実の「生活習慣病予防健診(3月下旬に緑色の封筒で案内)」を推進しておりますが、生活習慣病予防健診を利用せずに、労働安全衛生法の「定期健康診断(事業者健診)」を利用している事業所様は、右面の同意書提出にご理解とご協力をお願い申し上げます。



定期健康診断結果データ提供のメリット

① 健康相談が**無料**で受けられます!

ご提供いただいた健診結果データに基づき、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所を訪問し、従業員の皆様の健康をサポートします。

② 健康保険料率上昇の抑制につながります!

国が定めた特定健診の実施率及び特定保健指導実施率の目標を達成することで後期高齢者支援金の負担率が抑えられ、健康保険料の上昇の抑制につながります。

定期健康診断結果データ提供の対象者

提供の対象となる方

40歳～74歳までの協会けんぽの被保険者様

※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診されている方、および受診予定の方は除きます。

健診結果データ提供 Q & A

Q 定期健康診断結果データの提供は義務ですか?

保険者(協会けんぽ)は事業所に健診結果データの提供を求めることができ、事業所が記録を提供することについては、法律(高齢者の医療の確保に関する法律第27条)により義務付けられています。

また、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意は不要とされていますので、事業主が責任を問われることはありません。

Q 定期健康診断結果データの提供手続きは大変ですか?

お手続きは簡単!

右面同意書を提出いただくのみです。



同意書を提出していただいた後に、協会けんぽと健診機関でデータの受け渡しなどの手続きを行います。

なお、健診機関にて健診結果データが作成できない場合は、協会けんぽから事業主様に健診結果の写しを依頼させていただく場合があります。



☆ お手数ですが、本ページをコピーし、必要事項を記入・押印のうえ、郵送でご提出ください。

健診結果データ提供にかかる同意書

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第2項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

全国健康保険協会 佐賀支部 御中

記

1. 全国健康保険協会佐賀支部(以下「佐賀支部」という。)が健診実施機関より健診結果データの提供を受け、佐賀支部が指定する形式でのデータ作成を委託すること。
2. 健診結果データの取得に際し、佐賀支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、佐賀支部が取得する健診結果データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導(特定健康診査を含む)・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。(ただし次年度以降に健診実施機関に変更があった場合は除く。)

平成 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名	(印)		
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)			
担当者名		電話番号	
受診健診機関名		担当者	
健診実施月	月		

★ 個人情報提供に関して

事業主様が協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、高齢者の医療の確保に関する法律に規定があり、事業主が責任を問われることはありません。



平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『法改正等に関する講習会』

短時間労働者の適用拡大や年金の受給期間、産前産後期間の保険料免除など平成29年以降に行われる健康保険と年金制度の改正のポイントについて学びます。

『社会保険・雇用保険の適用実務』

実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について知識を学びます。

地区	平成29年	会場	地区	平成29年	会場
武雄会場	6月9日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐賀会場	7月7日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	6月12日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	唐津会場	7月13日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
佐賀会場	6月15日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄会場	7月19日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	6月16日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	鳥栖会場	7月21日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



～(キリトリ線)～

社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『法改正等に関する講習会』 (武雄・唐津・佐賀・鳥栖)会場 平成 年 月 日()	『社会保険・雇用保険の適用実務』 (佐賀・唐津・武雄・鳥栖)会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号() -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

厚生労働省関係の主な制度変更 (平成29年4月)について(概要)

平成29年3月31日 厚生労働省

平成29年4月に実施される厚生労働省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項についてお知らせいたします。

項目名	内容	実施時期	主な対象者
平成29年度の国民年金保険料	●平成29年度の国民年金保険料は、16,490円(平成28年度16,260円 → 平成29年度16,490円) ※法律に規定されている平成29年度の保険料額16,900円(平成16年度価格)に、平成16年度以降の物価や賃金の変動を反映した率(0.976)を乗じることにより、16,490円となる。	平成29年4月1日	国民年金の被保険者
平成29年度の年金額	●平成29年4月からの年金額は、月64,941円(老齢基礎年金(満額)) ※平成28年平均の全国消費者物価指数は、▲0.1%となり、また、平成29年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率は▲1.1%となった。この結果、平成29年度の年金額は、法律の規定に基づき、平成28年度から0.1%の引下げとなる。	平成29年4月1日 (6月支払い分から)	年金受給者
中小企業等に対する被用者保険の適用拡大	●1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であっても、(1)週の所定労働時間が20時間以上、(2)勤務期間が1年以上見込まれること、(3)月額賃金が8.8万円以上、(4)学生以外、(5)従業員501人以上の企業に勤務していること、の5つの条件をすべて満たす場合は、平成28年10月から社会保険が適用となっている。平成29年4月からは、500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大が可能となる(国・地方公共団体は、規模に関わらず適用)。	平成29年4月1日	500人以下の企業で、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の方、事業主等(4分の3以上の方は以前から社会保険の適用あり)
後期高齢者の保険料軽減特例の段階的な見直しについて	●後期高齢者医療制度の保険料軽減について、以下の内容を実施する。 (1)所得の低い方の所得割の軽減を5割軽減から2割軽減とする。 (2)元被扶養者の均等割の軽減を9割軽減から7割軽減とする。	平成29年4月1日	後期高齢者医療制度の被保険者
労災保険の介護(補償)給付額の改定	●平成29年4月から、介護を要する程度の区分に応じ、以下の額とする。 ●常時介護を要する方 ・最高限度額：月額105,130円(180円の引上げ) ・最低保障額：月額57,110円(80円の引上げ) ●随時介護を要する方 ・最高限度額：月額52,570円(90円の引上げ) ・最低保障額：月額28,560円(40円の引上げ)	平成29年4月1日	左記の給付の受給者
改正雇用保険法の一部施行	(1)雇用保険料率(失業等給付)を現行0.8%から0.6%に引き下げる。 (2)雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施する。また、災害により離職した者の給付日数を原則60日(最大120日)延長できることとする。 (3)雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施する。 (4)倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。	平成29年4月1日	(1)事業主、労働者 (2)～(4)雇用保険受給者

平成29年7月出張相談 【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	7月	11日、25日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	7月	5日、19日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	7月	7日、14日、21日、28日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	7月	4日、18日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	7月	12日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

- 受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
- 時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
- 週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

年金事務所では予約による年金相談を付けております

- 予約申込先 希望される日の前日までに申込みください。
- 佐賀年金事務所 …… ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 …… ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎ 0954-23-0121

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

- 受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
- 予約申込先 …… ☎ 0942-50-8151



一般的な年金相談に関するお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

☎ **0570-05-1165** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎ **03-6700-1165** (一般電話)



受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。また、代理人(二親等以内)の方がお問い合わせいただく場合はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。「03-6700-1165」の一般電話におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。



バリバリの体育会系を自認していた私にも、ついに「保健指導のご案内」が来ました。腹囲85cmをクリアするのが辛くなった昨今、ライザップに通うお金も暇もないし。生きる楽しみの晩酌を止める気はサラサラ起きないし。とはいえ、江戸末期の文人大田南畝の辞世の句 **今までは 人のことだと思ふたに 俺が死ぬとは こいつはたまらん** というようなことにはなりたくないの、謙虚に保健師さんの指導に耳を傾け、生活習慣の改善に努めてみようかな。(山)